

経済と経営 25-3 (1994. 12)

〈論文〉

会計理論の研究 (3)
—— 企業会計原則論 ——

成瀬 継 男

目 次

- 一 企業会計原則の意義と歴史
- 二 一般原則の位置
- 三 一般原則の体系
- 四 準・一般原則の内容
- 五 第一原則と他原則との関係

一 企業会計原則の意義と歴史

企業会計原則 (Business Accounting Principles) とは何んであろうか。それは、どのような意義を持つものなのであろうか。企業会計原則とは正確な会計資料により、全ての会計事象を各種の会計手続と会計処理とによって認識・測定し、企業の利害関係者に表示・報告するという連続した会計行為の全体的な規範であり、指針であり、また、基準でもあるということであろう。すなわち、昭和24年7月に企業会計原則が設定されたとき、その前文の中で「実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認めら

れたところを要約したもの」と意味づけられている。実務の中の慣習として発達したものは会計慣習であり、多年の会計経験や会計実践が集約されたものである。また、一般に公正妥当と認められたものは会計認識から推論された理論規範といえよう。つまり、一方では多年の会計実務・実践から集約され、社会的に合意された会計慣習が土台となり、他方において、会計認識に理論的アプローチを加味することによって企業会計原則が形成されることになる。

そのため、企業会計原則は全ての会計理論の理論的規範であるとともに、会計実務・実践の基準でもなければならないという二面的な性格を有することになる。なぜなら、会計実務・実践に対し、具体的な会計行為・会計活動を行う場合に、その会計処理・手続に何んらかの指針が必要となろう。ここに、会計実務・実践に対して公正で客観的な基準の確立が要請されることになる。公正で客観的な基準がなければ、各企業がそれぞれの判断で財務諸表を作成し報告することになる。その場合には、企業の利害関係者に企業の状況に関する判断を誤らせることになろう。なぜなら、各企業の経営成績および財政状態を正確に把握するためには、各企業の会計処理や会計手続の基準を理解しなければならないからである。しかしながら、それぞれの判断で作成された各企業の会計手続や会計処理の基準を正確に理解することは極めて困難であろう。

そこで、広く社会的に認められる客観性と普遍性とを持った会計基準の確立が要請されることになる。この会計基準が、わが国においてならば、企業会計原則ということになるのである。したがって、各企業が各種の会計処理や会計手続を行う場合には、企業会計原則の理論規範と手続基準に従って実践しなければならない。そのためには、企業会計原則は社会的な妥当性や適応性を持ち、公平で組織的なものでなければならないことになる。さらに、企業会計原則は経済や法律その他の社会制度の進歩・発達に必然的に適応しなければならないし、いつの時代にも対応できる客観的な認識力や規範的な

指導力を有しなければならないものである。

この企業会計原則の制定は、昭和24年7月9日に経済安定本部に設置された企業会計制度対策調査会（現在の企業会計審議会）の中間報告という形で公表されたものである。その設定理由は「我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚しく、不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速やかに改めなければならない。」と、その設定根拠が述べられている。さらに、「我が国経済再建の当面の課題である必要な外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適性化」などの合理的な解決のためにも企業会計原則の設定が必要とされたのである。すなわち、戦後の経済再建の達成のために制定されたのである。また、この原則は会計処理・会計手続の客観的な基準として、公認会計士による財務諸表監査の基準として、さらに、商法、税法ならびに財務諸表規則などの改正、および新たな会計基準制定の際の道標として、その役割を果さなければならないというオビリゲーションを担うことになる。

それ故に、わが国の企業会計原則は生成時から多面的なオビリゲーションを負って設定されたことになる。その内容構成は第一には一般原則7項目、第二には損益計算書原則8項目、第三には貸借対照表原則5項目であった。現行の企業会計原則と基本的なフレーム・ワークと内容はほぼ同一ではあるが、この時点では、企業会計原則注解（昭和29年7月に設定）が作成されていなかったことが異なるところである。

昭和29年7月14日に、企業会計審議会の中間報告として、企業会計原則および財務諸表準則の部分修正ならびに企業会計原則注解が公表されたのである。その修正目的は、商法及び税法の改正の結果、企業会計原則及び財務諸表準則自体において、「部分的修正を要する箇所を生じ、特に用語の不適當な点・字句の不統一な点等については、これを是正する必要」が生じたので

ある。そして、企業会計原則および財務諸表準則は、その全体系を網羅的、簡潔的にするため、その定義や注解などは一切付さないという建前をとっていたのであるが、「その意義、適用の範囲等に関し、解釈上疑義がある点が少ないので、今回これらの解釈を明らかにするため」に、18の主要項目をとり上げ、注解をつけて、企業会計原則注解として公表されたのである。そのため、この注解は永久的なものではなく、あくまで暫定的なものであり、今後の動向によっては修正されることもあり得ることになる。

昭和 38 年 11 月 5 日に、企業会計原則の一部修正が行われ、その三週間後に財務諸表規則が公表された。今回の修正目的は「昭和 37 年 4 月に企業会計原則を大幅に取り入れた商法の改正が行われ昭和 38 年 4 月 1 日から実施されるにいたった」のであるが、この前月の昭和 38 年 3 月末に「株式会社の貸借対照表及び損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」という商法の計算規定が公布された。だが、「商法の計算規定は、いまだ企業会計原則と矛盾する部分を残しているので、この部分については、商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正」しなければならなくなると、その修正目的が述べられている。また、今回の一部修正は「右の理由によると同時に、公認会計士に財務諸表監査の根拠を与え、また、改正をせまられている証券取引法に基づく財務諸表規則の改正に資料を提供するため、改正商法の計算規定の改正に対応して改正することを主眼とした。」と、その修正目的が述べられている。それ故に、今回の修正は根本的な改正ではなく、商法との関係で応急的な改正ということになる。

昭和 49 年 8 月 30 日に、企業会計審議会より、「企業会計原則の一部修正について」が公表された。今回の修正の主目的は商法の計算規定と企業会計原則との調整にあった。商法第 32 条に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定が設けられ、公正な会計慣行を要約した企業会計原則が商法の計算規定の解釈指針となり、また、新しい監査体制の基準にもなったのである。一般原則における修正事項は正規

の簿記の原則および明瞭性の原則の注解として〔注1〕に「重要性の原則の適用について」が加えられたこと。資本取引・損益取引区分の原則に〔注2〕が加えられたこと。継続性の原則における「正当な理由あるばあい」を削除し、〔注3〕に移行して補足的な説明が加えられたこと。および保守主義の原則にも〔注4〕が付されて過度な保守主義が排除されたことなどである。この修正によって、一般原則の理論的整合性が高められるとともに、注解における体系的整備も果されている。

損益計算書原則に関する修正事項は、当期業績主義損益計算書から、包括主義損益計算書に移行されたことである。このことは非常に重要なことであるが、これによって、特別損益の項目は剰余金計算書から損益計算書の末尾に記載されることになった。貸借対照表原則における修正事項は、資産の部では有価証券および棚卸資産の評価基準と長期前払費用の表示区分の修正である。負債の部では負債性引当金の明確化と特定引当金の区分表示である。資本の部では剰余金の区分表示の修正などである。これらの修正目的は「商法の計算規定の解釈指針としての機能」を十分に果すことにあるのである。

昭和57年4月20日に、企業会計審議会より「企業会計原則の一部修正について」が公表された。修正事項の第1は、財務諸表のディスクロージャーを目的とした〔注1-2〕の「重要な会計方針の開示について」の設定であり、その開示方法についても〔注1-4〕が新設されたのである。そして、「重要な後発事象の開示について」は〔注1-3〕が新設されたのである。修正事項の第2は、修正前の〔注18〕にあった「負債性引当金について」を「引当金について」に改め、これによって、引当金に理論的整備がはかられることになった。また、修正前の〔注14〕の「負債性引当金以外の引当金について」は削除されることになった。これらによって、特定引当金の内容は費用性のものに限定されることになったのである。修正事項の第3は、株式払込剰余金の内容変更である。修正前は額面価額と発行価額との差額は株式発行差金として処理されてきたが、昭和56年6月の商法改正により、額面価

額主義から発行価額主義に改正されたことにより、株式発行差金は無意味なものとなった。そのため、額面株式の発行価額と資本組入額との差額は、株式払込剰余金として表示されることになったのである。今回の修正は商法との調整よりも、企業会計原則および企業会計原則注解の体系的な一貫性によりウエイトがおかれていることに大きな特徴がある。このように、企業会計原則および企業会計原則注解が一步一步ではあるが、理論的規範性と整合性を高めていくことは、会計学の発展のためにも望ましいことである。

二 一般原則の位置

わが国の企業会計原則は一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則そして企業会計原則注解から構成されている。一般原則は7項目から形成され、企業会計の在り方や方向性などが明らかにされている。損益計算書原則は9項目から形成され、一般原則の下部構造を構成している。貸借対照表原則は5項目から形成され、これも一般原則の下部構造を構成している。企業会計原則注解は企業会計原則の中で学説上合意されるに至っていない問題点や、社会的に同意されるに至っていない事項などを、25項目を抽出して、企業会計原則としては、この問題はこう解釈すると解説しているものである。したがって、この注解は厳密にいうと、企業会計原則の内容を構成するものではない。

一般原則(General Principles)は企業会計の在り方や方向性だけでなく、企業会計全体の理論的・理念的規範でもある。それ故に、一般原則は理念的指導性と論理的な一貫性を常にキープしなければならないことになる。とくに、一般原則は企業会計の道標的な意味合いを強く有する基準であるから、ストレイトに計算構造に係わる技術的な側面は比較的希薄な面もある。それだけに、その規範性と指導性とは精緻なものでなければならないことだろう。さらに、また、一般原則は会計事象を認識し、会計数値を決定すると

いう実質的側面も内包されている。つまり、会計実務・実践の適用原則の側面もあるし、表示・領域の適用原則の側面も有することになる。

そこで、一般原則として合意や同意を得ているものではないが、一般原則に準ずるプリンシプルとして、企業会計の理論的整合性の面からは客観性の原則、企業会計の社会的な面からはディスクロージャーの原則、企業会計の技術的な面からは重要性の原則が大きなウエイトを持って認識されてくるのである。この3プリンシプルは、一般原則としてではなく、一般原則に準ずる原則としてならば同意され得るものと考えたい。勿論、それに対して、一般原則に準ずる原則は他に適当なプリンシプルが存在するのではないかという批判も当然に予測される。それでも、なお、この3プリンシプルのウエイトの重さは理解され得るものと考えたい。その理由としては、企業をとりまく環境の変化によって企業自体も変革を求められており、そのため、企業目的も変革されなければならないという社会的な背景を挙げることができる。この社会的な要請にもとづく企業目的の変革は、ともりなおさず、会計目的の変化を促がすことになろう。会計目的の変化・変革は必然的に企業会計原則（特に理念や理論を担う一般原則）の変革に結びつかざるを得ないことになるのである。

そこで、一般原則の7原則と一般原則に準ずる3プリンシプルの計10原則について検討してみたい。この10原則には、企業会計の規範的な側面を担う規範原則と、会計事象の認識・測定という会計行為を担う測定原則と、企業会計の区分・配列・分類などを要請する表示原則および会計の実践的な性質から発生する会計特有の原則などが内包されていることになる。規範原則には真実性の原則と客観性の原則とが含まれよう。測定原則には正規の簿記の原則と資本取引・損益取引区分の原則および継続性の原則が含まれる。表示原則には明瞭性の原則と単一性の原則およびディスクロージャーの原則が含まれよう。会計特有の原則には保守主義の原則と重要性の原則とが含まれる。これらの区分は一般原則とそれに準ずる原則の中に規範的な側面や認識・測

定行為を規制する側面と明瞭表示を要請する側面および会計特有の性格的な側面が内在されていることになる。それ故に、一般原則と準・一般原則が企業会計の基本コンセプトを統括する広範囲なプリンシプルを内在しているので、多様性と多面性が包含されていることになるのである。

三 一般原則の体系

企業会計原則における一般原則の順序に従って、その体系と内容を個別的に検討してみよう。

(1) 真実性の原則

一般原則一に「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」と規定されている。これが、真実性の原則といわれるものである。企業が財政状態や経営成績の真実な報告を提供する前に、真実な貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成しなければならない。作成された真実な財務諸表は誰に提供するのであろうか。当然に、企業の利害関係者である。いわく、株主、従業員、系列会社、大口の取引先、メイン・バンク、監督官庁および地域社会、消費者などである。これらの利害関係者の大部分は企業が発表する財務諸表でしか、その企業の実態を判断することができない。そのため、企業が発表する財務諸表は、真実なものでなければ、その信頼性や信憑性は確立されないことになる。それ故に、企業会計のメイン・テーゼは「真実な報告」の提供でなければならないことになる。

では、会計における真実性とは何んであろうか。企業がゴーイング・コンサーンの前提のもとに、人為的に会計期間を設定し、その期間内の経営成績や財政状態を把握する際に、各種の会計手続や会計処理に見積計算が必要となる。例えば、費用の見積計上である各種の引当金の設定などが、その例で

ある。企業会計が見積計算を克服しないかぎり、会計における絶対的な真実性は存在しえないことになる。現在の会計においては人為的および慣習的な計算方法が客観的な合理性を有すると認められる程度の真実性であろう。したがって、現在の会計では自然科学におけるような絶対的な真実は存在しないのであるから、あくまでも相対的な真実性の追求ということになるのである。

では、相対的な真実性とはどのようなものでしょうか。相対的な真実性とは、合理的な資料により、検証可能な計算方法を用いて、正確な会計帳簿が作成される場合には、真実性は充たされているとみなすことである。すなわち、正確な会計帳簿を基礎とし、一般に認められた会計諸基準に準拠して作成された財務諸表は真実性の原則が充足されていることになる。なお、この原則は企業会計原則の基本原則であり、他の一般原則の最上位に位置する原則である。一応、他の原則と並列的に示されているが、この原則こそが企業会計の基本コンセプトを構成するものである。

(2) 正規の簿記の原則

一般原則二に「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定されている。これが正規の簿記の原則といわれるものである。この規定は具体性に欠けるので、正確には、何を意味しているのか明らかではないが、損益計算書や貸借対照表などを作成する場合に、正規の簿記によって記帳された記録を基礎として行われなければならないという意味であろう。では、正規の簿記とは何んであろうか。それは、すべての取引を網羅的、秩序的さらに組織的、体系的に記録・計算でき得る簿記法のことであろう。これらの条件を充たす簿記法は単式簿記の計算機構では不可能であるので、複式簿記の原理機構を意味することになる。したがって、現在においては、正規の簿記は複式簿記ということになるのである。しかし、将来的に、複式簿記よりも、もっと良い簿記法が

生成されたならば、その簿記が正規の簿記ということになる。

しかしながら、ルカ・パチョーリの「ズンマ」以来、500年の歴史をかけても複式簿記より網羅的、組織的な簿記法は生成され得なかったのであるから、将来においても容易に生成され得るものではないであろう。だがなぜ、構造や仕組みが簡便である単式簿記が正規の簿記として認定されないのでしょうか。それは単式簿記では、全ての取引を記録・計算することができないからである。例えば、減価償却費や減耗損などは単式簿記では現金の収支が伴わないので、記録・計算できないし、当然に、財務諸表にも反映することができない。これに対して、複式簿記は全ての取引を記録計算することができるのみではなく、一定のルールに従って秩序的・体系的に記録することになるから、その正確性を自ら立証し得る自己検証能力をも内部に保有することになる。また、複式簿記を導入することによって、企業の経営管理や内部管理を行うことができるし、どんな大規模企業でも、小規模企業でも、規模の大小にかかわらず採用することができる。さらに、資産、負債、資本の増減や費用、収益の発生を組織的に把握することによって、当期純利益の発生を原因別に明らかにすることができる。純利益の発生源泉と原因を明らかにすることは経営成績を明らかにすることのみならず、財政状態をも間接的に明らかにすることになるのである。複式簿記は、このように種々なメリットを有しているが、同時に、約束事が多いとか、手続が煩雑であるというデメリットも持つことになる。長短所両方を有するが、企業会計原則としてはメリットの方がより大きいと判断したので、複式簿記を正規の簿記として認めたのであろう。

(3) 資本取引・損益取引区分の原則

一般原則三に「資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」と規定されている。これが資本取引・損益取引区分の原則である。では、資本取引とは何んであろうか。資本取引

とは投下された資本そのものの増減に関する取引、いい変えるならば、減資や合併などのように資本の修正に関する取引である。これに対して、損益取引とは企業目的を達成するために発生したすべての取引である。したがって、資本取引を除く、すべての会計上の取引は損益取引ということになる。

資本剰余金は資本取引を源泉とした剰余金である。利益剰余金は損益取引から生じた剰余金である。そのため、この両者は取引の発生源が異なるのであるから、厳重に区分されなければならない。もし、この両者が混同されると「企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。」(注解注2)のである。それのみではなく、両者が混同されると出資者が払い込んだ資本を利益の配当や役員賞与として企業外部に利益処分される可能性が生じ、企業会計の構造を根本的にゆがめることになる。そのため、両者は取引源泉にもとづく明確な区分が要請されることになるのである。このような明確な区分があつてこそ、株式会社が制度的に成立することになる。そして株主に対する配当可能な利益の額も、法人税などの課税額も適正に算出されることになる。したがって、この区分が十分になされないと、現代の会計学は成立しないことになるのである。

(4) 明瞭性の原則

一般原則四に「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」と規定されている。これを明瞭性の原則という。この原則のコンセプトは財務諸表における適正表示の要請である。この原則は、真实性の原則が計算数値の実質内容を規制するのに対し、主に、計算数値の表示形式を規制するものである。具体的には、区分表示、総額主義、注記事項の3原則に要約されることになろう。まず、区分表示の原則は財務諸表を作成する場合に一定の基準に従って、区分、配列、分類すべきことを要請する原則である。損益計算書においては損益の発生源別による営業利益計算、経

常利益計算、純損益計算の3区分が要請されている。貸借対照表においては、資産は財務の流動性による流動資産・固定資産・繰延資産の3区分が要請される。負債は支払期限の長短によって流動負債・固定負債の2区分、資本は資本に性格のちかいものから資本金・資本準備金・利益準備金・その他の剰余金の4区分が要請される。もちろん、貸借対照表の配列は流動性配列法であり、表示形式はリポーテング・フォームである。

総額主義の原則の適用は費用・収益の総額表示であり、資産・負債・資本の総額表示である。例えば、損益計算書においては売上高から売上原価を差し引いて売上総利益を算出するが、売上原価の算出過程を表示しないで、売上原価の金額のみを計上すれば、どのようなことになるのであろうか。期首の商品棚卸高はいくらなのか、当期にいくら仕入れたのか、期末にいくら商品が残ったのか、企業の利害関係者には判断できない。また、貸借対照表においても、有形固定資産から減価償却累計額を控除した金額のみを計上されても、その有形固定資産の取得価額はいくらなのか、減価償却累計額はいくらなのか、企業の利害関係者には判断できない。そのため、総額表示によって、企業の状況が正しく判断されることが重要となるのである。

次に、注記事項とは何んであろうか。注記事項は脚注ともいわれ、損益計算書や貸借対照表の末尾に経営成績や財政状態などに、大きな影響を及ぼす会計事象および会計手続、会計処理の方法などを補完的に説明することである。注記事項の具体例は注解〔注1-2〕（重要な会計方針の開示について）の中で7項目が上げられている。会計方針とは企業が財務諸表を作成する際に「採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。」ことであるので、重要な会計方針は注記されなければならないことになる。さらに、〔注1-3〕の（重要な後発事象の開示について）の中で5項目が上げられている。後発事象とは「貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう。」ことであるので、重要な後発事象も注記されなければならない。重要な後発事象を注記することによって、将

来の経営成績や財政状態を把握するための補完的な情報として、機能することになるからである。

(5) 継続性の原則

一般原則五に「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」と規定されている。これが継続性の原則といわれるものである。この原則はドイツにおいては貸借対照表の作成原則として重視されてきたが、わが国においては、さらに、実質的な意味で重要視されている。すなわち、この原則が真実性の原則を実質的にサポートしているからである。この原則の具体的な内容は各会計期間を通して、その会計手続、会計処理を継続的に適用することであり、各会計期間を通して、会計報告書の作成・表示を継続的に適用することでもある。すなわち、継続性の原則のコンセプトは同一会計手続および会計処理の連続適用であるから、主観的・恣意的な介入を排除することができる。なぜなら、一般に認められた会計手続や会計処理および計算方法が複数存在するときには、そのどれを選択するかは企業の判断にゆだねられている。しかし、一度、採用した方法は次年度以降においても継続的に適用されなければならないのである。それによって、次年度以降の利益の金額が恣意的に操作される可能性は極めて小さくなるからである。このことによって、各期間の期間損益計算が適正なものとなり、実質的に真実性の原則を支えることになるのである。

さらに、継続性の原則の適用は期間比較が可能となることである。すなわち、企業の利害関係者が、企業の発表する財務諸表によって経営の実態を判断する際に、継続性の原則の適用によって一期間のみでなく数期間の財務諸表の比較検討が可能となるからである。企業の収益力や流動性について、適切な判断をするためには、一期間の財務諸表のみでは十分ではなく、数期間を連続して比較検討してこそ正しい判断が可能となるのである。ただし、その場合に、会計処理や手続などの連続適用のみではなく、科目の名称や用語、

様式に至るまで継続適用されなければならない。このように、正確な期間比較が可能になるためにも、継続性の原則の確立が重要となるのである。なお、この原則はみだりに変更してはならないが、正当な理由がある場合には、その変更は例外として認められることになる。正当な理由とは、(A)その基準を採用したときの経済・社会状態が著しく変化し、その基準では対応できなくなった場合、(B)その基準を採用したときの判断が誤っていた場合、(C)商法、税法、財務諸表規則などが改正された場合、(D)企業自体に合併や組織変更などが生じた場合である。このような場合のみが正当な理由として変更が認められることになるのである。

(6) 保守主義の原則

一般原則六に「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて、適当に健全な会計処理をしなければならない。」と規定されている。これが保守主義の原則であり、安全性の原則とよばれているものである。保守主義とは、イギリスの会計において「予想の利益は計上すべからず、予想の損失は計上すべし」という伝統的な会計慣習を基盤として形成されているものである。この原則のコンセプトは会計上の過大な利益計上を避けるとともに、企業の内部蓄積をふやし、企業の財政上の基盤を確立することにある。それ故に、この原則は企業会計の実務や実践の側からの強い要請によって容認されたもので、無制限に許さるべきものではない。すなわち、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合に」のみ適用されるのであり、その場合でも「適当に健全な会計処理」が要請されることになる。この2条件によって、過度な保守主義に陥らないように一応の歯止はかけられていることになる。

過度な保守主義では、一般的に資産の過少評価、負債の過大評価、費用の過大計上、収益の過少計上などの方法が採られる。これらの方法によって利益を過少に算出し、内部リザーブを増やすことになる。そのため、時には不

明瞭な秘密積立金などが生ずることもある。この点を考慮して注解〔注4〕では「過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な表示をゆがめてはならない。」とコントロールされている。この原則の本質は期間損益計算や財産計算に恣意性の介入を許容するものではなく、あくまで、期間損益計算や財産計算の適正な認識・測定という枠組みの中で適用されなければならないのである。

保守主義会計では真実な財政状態、経営成績の表示の要請、すなわち、真実性の原則との係り合いが問題となる。一方では、控え目な利益の計上による内部蓄積などを要請し、他方では、真実な利益の表示を要請していることになる。この矛盾はどのように考えたらよいのであろうか。勿論、取得原価主義の例外としての低価主義や、費用・収益対応による発生主義や実現主義の適用などは認められることになる。また、この原則によると、未実現収益の計上は絶対に否定され、見越費用の計上は容認されることになる。したがって、真実性の原則と保守主義の原則とは本質的に二律背反的な性質を有していることになろう。しかし、真実性の原則こそが企業会計原則の根本原則であり、他の一般原則の最上位にランクされるものである。保守主義の原則は、あくまで、会計処理・手続上の原則で、いわば、実務・実践上の処理の原則である。それ故に、真実性の原則こそが企業会計の在り方や企業会計の基本コンセプトを形成する基本原則であるのである。

(7) 単一性の原則

一般原則七に「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。」と規定されている。これを単一性の原則という。この原則は財務諸表の作成および表示などに関する規定であって、提出目的の相違によって、その形式や様式は異なっ

ても、その内容、すなわち、計算数値は単一でなければならないことを要請している原則である。すなわち、報告目的の多様性によって、形式の多様性は認めるが、報告内容である計算数値は信頼し得る会計記録に基づいて作成された真実なものでなければならないことになる。

では、報告目的の多様性には、どのようなものがあるのであろうか。(A)株式会社においては商法（第 281 条）の規定に基づいて株主総会に提出するため、(B)借入目的で銀行などに提出するため、(C)税務申告書に添付して税務署に提出するため、(D)従業員、組合に企業の実態を知ってもらうため、(E)財務諸表規則により証券取引所または大蔵省に提出するため、(F)監督官庁に提出するため、(G)地域社会の住民に企業の実態を知ってもらうため、(H)消費者に経営実態を知ってもらうため等である。このような提出目的の相違によって財務諸表の形式が異なる場合もでてくるが、計算数値の内容は同一でなければならないのである。ただし、財務諸表が単一の会計帳簿を基礎として作成されているかぎり、形式的には単一性の原則が実施されているといえようが、それぞれ異なった利害関係者に適合した会計情報を提供しようとするれば、それぞれ異なった会計手続が要請されることになる。この潜在的な多様性が、それぞれの計算構造の中にある会計処理に影響を与えた場合に、本当に単一性の原則が遵守されることになるのであろうか。それ故にも、情報化時代の今日の企業会計において、この原則のもつ意味合は大きいのである。

四 準。一般原則の内容

(1) 重要性の原則

企業会計の目的は企業の経営成績および財政状態を明らかにすることである。これらの目的は損益計算書や貸借対照表などの財務諸表によって明らかにされることになる。その財務諸表は、発表する前に、当然に、作成されなければならないのであるが、この財務諸表の作成過程と表示過程において重

要性の原則が機能することになる。すなわち、会計は一連の会計事象を各種の会計手続と会計処理とによって、適切な会計行為を行うことである。しかしながら、会計手続や会計処理の認識・測定に対して必要限度を超えた詳細性や明細性を要請することは、あまり大きな意味をもたないことになる。そのため、この原則は、重要性の乏しい会計事象の認識に対しては、本来の厳密な会計処理によらなくとも、他の簡便な方法の適用を許容することになる。このことは企業会計原則注解〔注1〕によると、決して、正規の簿記の原則に反した会計行為にはならないし、正規の簿記の原則に従った会計処理として認められることになる。

しかしながら、この原則は会計独得の方法論とでもいうべきものであろう。この原則の形成要因としては、会計が常に実務・実践を背景とし、広く社会的制度として存在していることに求められる。だが、この原則は他の理論科学では成立しえないプリンシプルでもあろう。このことは、会計自体に内在する理論性と実践性という二面性が、企業会計原則において、具現化され、両者の統一原則となって顕在化されたことになろう。また、他の側面から考えると、会計のもつ实用主義あるいは実践主義の具体的な反映でもあろう。いずれにしても、会計が理論性と実践性との二律反背を克服しないかぎり、負わなければならない宿命的なプリンシプルでもある。そこで、企業会計原則注解〔注1〕の（重要性の原則について）において上げられている5項目の例示を検証すると、種々な問題点が存在している。これらをどうクリアーするのか。種々な問題点を一つひとつ慎重に検証しながら、明確な基準を理論と実践とを通して積み上げていかなければならないことになろう。それでも、最後まで残るロジックとしては、この原則が真実性の原則を制約する可能性があるし、明瞭性の原則を制限する危険性もあるし、正規の簿記の原則までにも影響を与えかねないという批判が残る。このような批判に対して、どのように理論的な対応をするのか、その対応によっては、将来の展望のなかで、一般原則の体系の中に組み込まれる可能性も十分に考えられるのであ

る。

(2) 客観性の原則

客観性の原則は一つの会計上のコンセプトであるので、その中に種々な会計概念が内在されていることになる。それは、その一つ概念として、会計がその会計行為を実践するに当って、正確な会計帳簿によって、客観的な資料に基づき、客観的な計算方法を用いて、適正に会計を認識・測定することを要請する原則である。いい変えるならば、会計において可能なかぎり客観性にアプローチすることである。

もう少し具体的に述べよう。会計における客観性とは、取引が記録され、各種の会計処理などによって適切に認識・測定され、それらが財務諸表に集約されることになる。だが、その取引が当事者間の公正な結果によることが必要であるし、その取引が正確に測定されることが重要であるし、それらが適正に検証されたものであることが要請される。また、会計資料の客観性とは、その資料が独立した証拠によって形成され、立証可能であり、妥当性を有するものであることが要請される。さらに、会計報告の客観性とは全ての利害関係者に対し公正で公平でなければならないことでもある。

全ての利害関係者に公正・公平であるということは健全な会計手続が組織的に行われ、客観的な資料をもとに立証可能な計算方法を用いて、会計行為が行われることである。会計上の客観性は、これらのものを全て包含することになる。

では、なに故に、このような原則が必要となるのであろうか。それは、多分に、会計特有の性質に由来するものである。会計が会計事実に対し会計行為をなす場合でさえも、絶対的な客観性や正確性が保証されるものではない。会計の分野において絶対事象を要請することは不可能なことである。会計に存在するものは、あくまで、相対事象であるからである。すなわち、相対的な客観性であり、相対的な正確性であるのである。ではなぜ、会計において

絶対事象を要請することは不可能なことなのであろうか。それは、会計の最終ゴールである財務諸表が記録と慣習と判断との総合的な表現といわれるように、企業会計には、多分に、主観的判断と記録的事実と慣習的方法とが内在されているからである。

このことは、どのような意味なのか具体的に考えてみよう。その代表的な例として、有形固定資産の減価償却や売上債権の貸倒損失とを上げることができる。減価償却の計算には、資産の取得価額以外に残存価額と耐用年数の見積りが必要になるが、この両者の見積りは企業の主観的な判断ということになる。また、売掛金に対する貸倒引当金の設定においては、次年度の貸倒損失を見積計上することになる。しかし、次年度に、貸倒損失がいくら発生するかを正確に予測することは不可能なことであるので、これも企業の主観的判断によることになる。その他にも、会計においては、このような見積りや予測に対する判断の問題が数多く存在しているのである。

次に、財務諸表において、記録的事実に対する客観性の問題については異論はないであろう。では、会計慣習についてはどのようなことになるのであろうか。会計慣習は長い年月の間に会計実務・実践が選択され、集約され、合意された会計におけるコンベンションといえよう。そのため、多くの会計実践や会計経験が蓄積されており、多分に、客観的な面も充足されているものと考えられる。しかしながら、会計慣習は学問的に究明され、理論的な根拠によって成立しているものではないので、なかには適切とは思えない会計慣習や会計経験が存在することもある。その慣習の成立時においては、社会情勢や経済状況などによって適正ではあっても、現在では、適切ではないという慣習も存在するのである。低価主義などはその典型的な例であろう。それ故に、会計慣習の問題は、これからも、理論的にも実証的にも検証を積み重ねていかなければならないものである。だが、会計特有の性格から、絶対的な客観性の追求は不可能なことであるので、相対的な客観性を模索することになろう。相対的な客観性とは、会計において可能かなぎり理論的な整合

性や精緻さにアプローチすることである。そして、その最もミニマムな条件としては、客観的な会計帳簿と客観的な資料と客観的な計算方法とによって、会計行為が行われることである。マキシムの条件としては、企業会計原則とその理論構造を遵守することである。

(3) ディスクロージャーの原則

ディスクロージャーの原則とは何んであろうか。この原則は一般原則のように社会的に合意されているものではない。しかしながら、企業をとりまく環境の変化などによって、企業自体も模索しながら変革しつつある。そのため、多くの企業では企業目的を従来のような利益第一主義から、社会的適応主義へと転換しつつある。企業目的の変化は会計目的の変革を必然的に促すことになろう。会計目的の変革などによって、会計情報の重要性が社会・経済的により大きくクローズ・アップされてくることになる。このことが、ディスクロージャーの原則の社会的な背景を形成しているのである。一方、企業会計原則も「一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」であるから、その社会的な適応性あるいは適合性などのコンセプトが深くコミットされていることになる。これらのことは、企業規模の拡大とともに企業の利害関係者の増大となり、その重要性はますます高まることになろう。そして、これらのトータルな背景が会計情報の開示内容とその質の拡大とを必然的に促進させることになる。それ故に、ディスクロージャーとは、企業の実態を質の高い会計情報に集約し、企業の利害関係者のみならず、広く消費者や将来の投資家および社会の各層にも開示を要請する概念である。

では、この原則は一般原則の明瞭性の原則と、どのような係わり合いになるのだろうか。明瞭性の原則は、企業の利害関係者に企業の状況に関する判断を誤らせないようにすることである。すなわち、企業の実態を的確に把握できるように、財務諸表を明確、明瞭に提供することである。したがって、明瞭性の原則のコンセプトは明瞭表示あるいは適正表示の要請である。これ

に対し、ディスクロージャーの原則は会計情報の内容とその質の拡大を要請するものである。会計情報の内容と質の拡大とは、具体的にどのようなものがあるのであろうか。商法のように営業報告書の呈示や国際会計基準 (IAS) による財務諸表の作成および表示、そして、財産状況の変動表あるいは資金運用表などの開示が要請される。さらに、当該年度に対する前年度の数値や資産の時価金額の開示も要請されなければならないであろう。

身近な例として、食料品、衣料品、電気器具などの生活必需品を購入する消費者は、その企業の会計情報を知る必要性があろう。なぜなら、価格や品質あるいはサービスなどが適当かどうかは、企業が公表する媒体などで判断するしか他に方法がないからである。とくに、電気、ガス、交通、通信などの公益的な企業は、その社会的責任からも、より多面的な会計情報の開示が要請されることになる。それ故に、もはや会計におけるディスクロージャーの原則は企業の受託責任やステークホルダー・シップの遂行のみではなく、企業経営の在り方や企業会計の方向性までも包含されることになる。また、企業の利害関係はそれぞれ異なった関心を持つ異なったグループで構成されているから、会計に対する情報認識が十分とはいえない面もあろう。そのため、企業の利害関係者に対する会計情報の開示は、企業環境や会計目的に照らしてみても、必然性と蓋然性を有することになる。それ故に、この原則は市場経済機構の発展によって、時代が要請し、社会が要求するプリンシプルである。したがって、この原則の重要性は市場経済原理が機能すればする程、そのグレードは高まることになるのである。

五 第一原則と他原則との関係

一般原則における第一原則とは真実性の原則のことである。その真実性の原則は企業の財政状態と経営成績に関して真実な報告の提供を要請するものである。真実な報告とはいっても、費用の見越計上などの見積計算が会計に

は存在するので、絶対的な真実ではなく、あくまで、相対的な真実である。相対的な真実とは、合理的な資料によって検証可能な計算過程を経て、会計処理が行われていれば、その真実性は充足されると認識することである。この原則は企業会計の在るべき方向性を明らかにし、他の一般原則の最上位概念に位置づけられる原則である。

真実性の原則を会計記録の面からサポートしているものが正規の簿記の原則である。正規の簿記、すなわち、複式簿記の計算原理および帳簿組織などによって、会計記録が網羅的、組織的、秩序的に記録・計算・表示されることになるので、真実性がより補完されることになるからである。

真実性の原則を期間損益の面からカバーしているものが資本取引・損益取引区分の原則である。この原則は、企業が経営活動を行うに当って提供された資本と、その後の経営活動によって獲得した利益とを、明確に区分することを要請したものである。企業は営利を追求する組織体であるから、損益を的確に算出しなければならない。適切な損益計算を行うことによって、配当可能な利益の額や課税所得の額が算出されることになる。したがって、この原則は真実性の原則をカバーするとともに、期間損益計算をもサポートすることになるのである。

真実性の原則を表示機能の面からサポートしているものが明瞭性の原則である。この原則は、企業の利害関係者に対し、企業の状況に関する正しい判断を促進させることにある。正しい判断とは経営成績および財政状態の真実な提供と明瞭な表示形式とによって可能となる。財務諸表の表示形式に関する明瞭性とは損益計算書ならびに貸借対照表における総額表示や区分表示および配列・分類などである。さらに、注記事項や附属明細表の添付なども明瞭性をより高めることになり、真実性がサポートされることになる。

真実性の原則を計算数値の面からサポートしているものが継続性の原則である。この原則は同一会計手続・会計処理の連続適用であり、いわば、毎期の会計処理・手続が常に同一の方法によって行われることを前提要件とする

ことである。この原則は表示形式の継続性と計算手続の継続性とに分けられる。表示形式の継続性とは損益計算書や貸借対照表などの区分・配列・分類および勘定科目などの継続適用である。各期の期間比較などを行う場合の前提要件となるのである。計算手続の継続性とは費用・収益の計上基準や棚卸資産の評価基準あるいは各資産の償却基準などの継続的な適用である。継続適用によって、会計における主観的・恣意的な介入が排除されることになる。すなわち、会計には見積、推測、判断という不確定な要素が多分に内在されており、これらを内包しながら各種の会計処理が行われることになる。しかしながら、この原則によって、一度、採用した計算方法は次期以降においても継続適用となるので、次期以降の利益の金額が恣意的に操作される可能性は小さくなる。このことによって、相対的な意味で期間損益計算がより適正なものとなり、実質的な意味で真実性の原則を支えることになるのである。

真実性の原則を一面で制約するものが保守主義の原則である。この原則は企業の不測な将来事象に対して、企業の財政に不利な影響を及ぼすことのないように、内輪に控え目に会計処理・手続が行われることである。したがって、適正な保守主義ならば許容されるが、過度な保守主義は認められないことになる。なぜなら、過度な保守主義は期間損益計算の適正を阻害し、利益を隠蔽し、秘密積立金の存在を許容することになりかねないからである。それ故に、真実性と保守主義との関係は、真実性の原則が企業会計原則の基本原則であり、他の一般原則の上位に位置するものであるのに対し、保守主義の原則は会計実務・実践におけるポリシーの側面が強い原則である。

真実性の原則を報告目的の面からサポートしているものが単一性の原則である。この原則は財務諸表の内容および表示などに関する原則である。提出目的の相違によって、その形式や様式は異なっても、その内容すなわち、会計数値は単一でなければならないことを要請している原則である。つまり、報告目的の多様性によって、表示形式の多様性は認められるが、報告内容である会計数値は信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものでなければな

らないのである。この原則のコンセプトは会計情報の多様性と多面性を認識していることであり、そのためにも、より単一性の原則の遵守が要請されることになる。

真実性の原則を概観性や総合性の面からカバーしているものが重要性の原則である。会計は一連の会計事象を各種の会計手続や会計処理によって、経営活動の実態を明らかにするものであるから、必要限度を超えた正確性や詳細性を要請することは、余り大きな意味を持たないことになる。限度を超えた正確性や詳細性は、企業の利害関係者に企業の状況に関する判断を誤らせる可能性を与えることにもなろう。そのため、重要性の原則は重要性の乏しい会計事象に対しては、厳密な会計処理によらなくても、他の簡便な方法を許容することになる。この原則の背景は、会計行為が日々に遂行されるので、その実践性や実務性を重要視したことになる。この原則によって、会計における概観性や総合性がキープされ、広い意味で真実性の原則をサポートすることになる。

真実性の原則を理論的整合性の面からサポートしているものが客観性の原則である。すなわち、会計は客観的な資料に基づき客観的な計算方法によって、客観的な会計行為をなすものであるから、会計はすべて客観的なものでなければならないことになる。いい変えれば、客観性とは理論的体系性や理論的妥当性あるいは理論的精緻さなどである。しかし、会計行為には絶対事象はありえないので、あくまで、相対的な客観性をリサーチすることにならざるを得ない。このような客観性の原則が、相対的な真実を模索する真実性の原則を理論構造的にサポートすることになる。

真実性の原則を社会性の面からバック・アップしているものがディスクロージャーの原則である。昭和 24 年に制定された企業会計原則の前文の中で、「一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」が企業会計原則であるから、企業会計原則には社会的な対応力あるいは適応力が深くコミットされていることになる。一方、ディスクロージャーの概念は、1966 年に

AAA から「A Statement of Basic Accounting Theory」が公表されたのを契機とし、広く認識されるようになった。このことは、情報利用者の多様化と企業に対する社会的ニーズとともに形成されてきたのである。また、これらによって、企業自体の社会的な在り方や、会計目的の在り方などが、常に、社会的なコンセンサスの中で認識されることになるのである。なお、この原則は企業会計原則の前文の考え方と基本コンセプトが一致するので、真実性の原則のみならず、企業会計原則そのものも、サポートしていることになる。

このように、一つひとつ検討してみると、第一原則である真実性の原則はすべての原則を包括する、いわば、憲法の前文的な原則である。いい変えろと一般原則を統括する包括原則といふことができる。

すなわち、一般原則および準・一般原則には、規範的側面や測定的側面、さらに、表示形式的側面や実践的側面などが内在されていることになる。このことは、一般原則および準・一般原則には広範囲なコンセプトの多様性と多面性が内包されているからである。

しかしながら、一般原則をさらに検証して、その概念の整合性や妥当性を究明していかなければならないであろう。そして、ときには、一般原則を大胆に修正しなければならないケースも展開されよう。だが、一般原則のフレーム・ワークは企業会計原則の設定時から現在に至るまで継続機能しているので、社会的にも定着した感が強い。それでも、産業や経済の環境変化や、それに伴う企業目的や会計目的の変革、さらに、社会的諸制度の発展、社会的な諸要請などによって、一般原則のみならず企業会計原則全体を、企業会計原則注解をも含めて、大胆に見直す時期にきているのではなかろうか。つまり、会計の理論性や妥当性に関する規範である企業会計原則の、そのエグザンプル・モデル自体が社会・経済的な環境変化に対して十分に機能することが困難な状況になってきているからである。やはり、遠くない将来において、根本的な見直しの必然性があるのではないかと考えられる。

なお、この稿は拙著「企業会計原則要論」中央経済社刊を相当部分において参照したことを付記する。